青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰の概要

(公社)全日本トラック協会

1. 事業の主旨

都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が実施した、先進的で創意工夫等のある取組により、他のものの模範となりえるような事業に対して顕彰を行う。

2. 主な顕彰候補対象事業

次に掲げる顕彰候補対象事業例等に該当する事業。

- (1)収益向上事業(例:積載率等の向上、同業他社との業務提携構築、提案型の物流一括請 負、ユニークビジネスの開拓など)
- (2)安全対策事業
- (3)環境対策事業
- (4)社会貢献事業
- (5)その他

3. 顕彰対象者等

- (1)事業実施主体が都道府県トラック協会の青年組織に所属する会員事業者で、貨物 自動車運送事業法等の悪質違反がない者。
- (2) 顕彰候補者が申請する事業は、トラック協会以外の助成金等を受けない事業。

4. 顕彰金額・総額

1事業に対する顕彰金は100万円。最大5事業を対象とし、顕彰総額500万円とする。

5. 申請受付期間

平成26年6月2日 ~ 平成26年10月31日

6. 申請手続き

都道府県トラック協会あてに顕彰に係る申請書及び添付書類を送付

7. 顕彰の決定

事業内容が本顕彰の趣旨に合致したものについて、審査し決定する。なお審査にあたり、事前調査または事業概要の説明を求める場合がある。

8. 結果の公表

「(公社)全日本トラック協会青年部会全国大会」等で顕彰認定事業の紹介を行うため、 各受賞者はプレゼンテーション資料を作成し発表する。(5分程度)

なお、当日発表のための交通費は、受賞事業者に所属する者1名に限り、往復交 通費の半額を支給する。

以上

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰規定基本スキーム

1. 事業の趣旨

青年組織に所属する経営者等が、先進的で創意工夫等のある取組により他のもの の模範となりえるような事業に対して顕彰を行う。

2. 手続きの流れ

